

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.20 (令和4年1月号)

令和4年1月7日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和3年12月28日 保医発1228第1号 (令和4年1月1日適用)
 - 令和3年12月28日 保医発1228第2号 (令和4年1月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その86)」(令和3年12月23日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その87)」(令和3年12月24日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その88)」(令和3年12月27日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
421	右	下から7～6行目	ALK融合遺伝子検査	ALK融合遺伝子検査, BRAF遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。), METex14遺伝子検査 (次世代シーケンシングを除く。)
421	右	下から2行目	 (令 2.11.30 保医発 1130 5) (令 3. 8.25 保医発 0825 1) (令 3. 8.31 保医発 0831 5) [黄色網かけはWeb追補No.16等にて改正済み]	 (令 2.11.30 保医発 1130 5) (令 3. 8.25 保医発 0825 1) (令 3. 8.31 保医発 0831 5) (令 3.12.28 保医発 1228 1)
421			[D004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「注1」の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合算した点数(10,000点)を準用する項目として追加] ◇ 肺癌患者に対してEGFR遺伝子検査, ROS1融合遺伝子検査, ALK融合遺伝子検査, BRAF遺伝子検査及びMETex14遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合は, D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「注1」の「イ」2項目及び「ロ」3項目の所定点数を合算した点数を準用して算定する。	(令 3.12.28 保医発 1228 1)
422	右	上から16行目	ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査, METex14遺伝子検査, RET融合遺伝子検査 [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査 (次世代シーケンシング), METex14遺伝子検査 (次世代シーケンシング), RET融合遺伝子検査
422	右	上から18行目	ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査  (令 2. 5.29 保医発 0529 1) (令 3. 5.31 保医発 0531 3) (令 3.11.30 保医発 1130 2) [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査  (令 2. 5.29 保医発 0529 1) (令 3. 5.31 保医発 0531 3) (令 3.11.30 保医発 1130 2) (令 3.12.28 保医発 1228 1)
467			[D023微生物核酸同定・定量検査の「10」の百日咳菌核酸検出の所定点数(360点)を準用する項目として追加] ◇ 肺炎クラミジア核酸検出 ア 肺炎クラミジア感染の診断を目的として, LAMP法により肺炎クラミジア核酸検出検査を実施した	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>場合は、D023微生物核酸同定・定量検査の「10」百日咳菌核酸検出を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査とD012感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体、同区分「10」クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体若しくは同区分「26」クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体又はD023微生物核酸同定・定量検査の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。</p>	<p>（令 3.12.28 保医発 1228 1）</p>
685	右	下から10～6行目	オ (略)	<p>オ (略)</p> <p>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者（厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準）に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき2週間に1回を限度として48週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。